

税のお知らせ

9月の納税等

国民健康保険税／第3期
後期高齢者医療保険料／第3期
介護保険料／第3期
農業集落排水処理施設使用料／第3期
保育料／9月分
納期限／9月30日(水)

納期限内の納付にご協力ください。
納付書にe-LQRが印字されている場合は、スマホ決済アプリや地方税お支払いサイト(クレジット納付)を利用して納付が可能です。また、e-LQRに対応した全国の金融機関で納付することもできます。
納付には口座振替の制度もあります。

家屋を取り壊したら減失登記が必要です

家屋を取り壊された場合、法務局において減失登記の手続きを行ってください。

登記のされていない家屋については「建物減失届」を早急に提出してください。

また、登記がされている家屋で

減失登記が12月31日(木)までに間に合わない場合についても、「建物減失届」を1月29日(金)までに提出してください。提出がない場合、取り壊されたことが分からないため、家屋が残っているものとして固定資産税が課税される場合があります。

必要書類

- ・取り壊された家屋があった場所が分かる位置図、建物配置図
 - ・解体業者の取り壊し証明書
 - ・建物が存在したことが分かる写真および建物が減失したことが分かる写真
- ※建物減失届については、税務課窓口または村公式ホームページの「暮らし・手続き」税金↓固定資産税よりダウンロードできます。

家屋評価にご協力ください

家屋を新築、増築された場合、固定資産税が課税されます。この課税のために行う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図などの書類を確認したうえで、実際に建物の外部・内部の使用資材等を評価します。

課税の基礎となる「評価額」を算定する重要な調査となりますのでご協力をお願いします。

順次、連絡・日程調整をして評価に伺っています。完成後すぐに評価を希望される方は、事前に連絡をお願いします。

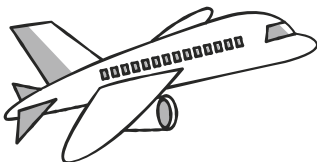
問合せ先 総務部税務課

県営名古屋空港からのお知らせ

秋の行楽シーズンは、空港駐車場が満車になり、駐車できないおそれがあります。空港へお越しの際は公共交通機関もご利用ください。

問合せ先

名古屋空港総合案内所
☎056812815633
(午前7時～午後9時)



県営名古屋空港
ホームページ

警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況(令和8年6月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
6月	0	1	0	0	0
1～6月	0	1	0	0	1
区分	その他(侵入盗)	特殊詐欺	自動車盗	車上ねらい	部品ねらい
6月	0	0	0	0	2
1～6月	2	1	3	0	3
区分	自転車盗	オートバイ盗	自販機ねらい	ひったくり	強盗
6月	0	0	0	0	0
1～6月	1	0	0	0	0

コメント

強盗や窃盗などの犯人は、家族構成、資産、留守の時間を把握するため、表札等にチョークで印をつけたり、点検業者等を名乗って家に訪問するなどの下見をします。
★知らない人が訪問してきたら、家の中に入れない！名刺や社員証の提示を求めましょう！
★不審な訪問、マーキングがあれば110番！